

平成26年4月1日環地温発第1404018号
改正 平成27年4月9日環地温発第15040913号
改正 平成28年4月1日環地温発第16040137号
改正 平成29年3月17日環地温発第17031730号
改正 平成30年4月2日環地温発第18040225号
改正 平成31年4月1日環地温発第19040125号
改正 令和2年4月1日 環●●●地温発第 号

先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業実施要領（案）

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、先導的な低炭素技術の普及促進及び着実なエネルギー起源二酸化炭素排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、先進的で高効率な低炭素機器（別紙に掲げる環境大臣指定設備・機器等（以下、指定設備・機器））等を導入して二酸化炭素の排出量を削減し、排出量の算定及び排出枠の償却を行う事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否に係る事項の審査

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応力 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで第16条並びに第17条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、環境省と協議の上、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省の確認を受けるものとする。審査基準（案）の作成にあたっては、以下の事項を盛り込むものとする。

ア 間接補助対象である低炭素機器等に、指定設備・機器が、少なくとも1つ以上含まれていること

イ 指定設備・機器における本体および直属機器の材料費が、指定設備・機器およびその他低炭素機器における本体および直属機器の材料費に対して50%以上であること

ウ 排出削減目標量全体に占める運用改善等による排出削減目標量が10%以上であること

エ 間接補助事業者の二酸化炭素排出量の算定対象範囲が環境省の定める「ASSET（Advanced technologies promotion Subsidy Scheme with Emission reduction Targets）第9期実施ルール」及び「ASSET モニタリング報告ガイドライン Ver.9.0」（以下「制度文書」という。）に準じて適切に示されていること

オ 基準年度排出量が適切に算定されていること

カ 交付決定の翌年度における二酸化炭素排出削減目標量として応募書類に記載された量（以下「排出削減目標量」という。）が適切に算定されていること

キ 間接補助対象である低炭素機器等に係る導入費用及び当該機器に係る法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間）が適切に申告されていること

- ② 補助事業者は、先進対策による排出削減目標量と、運用改善等による排出削減目標量の合計に、導入する設備・機器等の法定耐用年数を乗じて得た数値を算出し、補助対象事業費を、当該数値により除して得られる額（ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の小さいものから順に、間接補助金交付先の採択を行う。また、補助金を活用することにより可能な限り多くの種類の指定設備・機器の効果等を検証する必要がある。よって間接補助事業で導入する指定設備・機器ごとに3事業を優先して間接補助事業を採択するものとする。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省地球環境局長と協議の上、行うものとする。

（7）間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

（8）間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

（9）間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

（10）事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の実施、排出量の算定、排出枠の償却、間接補助事業の効果等の報告を、環境省が指定する者に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

（1）用語の定義

間接補助事業者による間接補助事業の実施、排出量の算定、排出枠の償却に係る用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ア 「設備導入年度」とは、補助事業者が、間接補助事業者に対して、間接補助金の交付決定を行う年度をいう。
- イ 「削減目標年度」とは、アの「設備導入年度」の翌年度をいう。
- ウ 「調整・自主削減年度」とは、イの「削減目標年度」の翌年度をいう。
- エ 「報告年度」とは、ウの「調整・自主削減年度」の翌年度をいう。
- オ 「目標保有者」とは、間接補助事業において、間接補助対象である設備・機器を所有し、間接補助金の交付を受ける者（「間接補助事業者」と同義。以下「代表事業者」という。）並びに同事業において代表事業者の所有する当該設備を使用して二酸化炭素排出削減に取り組む者のうち代表事業者でない者及び当該設備を設置する建物の所有者で代表事業者でない者をいう。
- カ 「登録簿」とは、本事業において環境省が目標保有者に対して二酸化炭素が有する温室効果に換算した1トン単位として交付する排出枠（以下「JAA」という。）の保有、移転、償却、取消等を記録するため、環境省が管理する電子的な登録簿をいう。

（２）設備導入年度における排出量の算定

- ① 目標保有者は、基準年度排出量について、環境省の定める制度文書に準拠して算定し、「算定報告書」を作成するものとする。なお、当該算定内容の妥当性確認のため、第三者機関による検証を受けなければならない。
- ② ①における第三者機関は、環境省が別途選定する者の中から、目標保有者が選択する。なお、検証に係る費用は目標保有者が負担するものとする。
- ③ 第三者機関は、①の検証結果を踏まえ、「検証報告書」に更正された「算定報告書」を添付して、環境省へ提出するものとする。
- ④ 基準年度排出量は、「算定報告書」を環境省が承認することにより確定する。
- ⑤ ④において、目標保有者の責により基準年度排出量が確定できない場合には、交付された補助金の全額を返還しなければならない。

（３）削減目標年度における排出枠の交付と排出削減対策の実施

- ① 環境省は、確定した基準年度排出量に基づき、削減目標年度に、目標保有者に対してJAAを交付する。JAAの交付は、登録簿における目標保有者の保有口座にJAAを記録することによって行い、交付する量は、基準年度排出量から、排出削減目標量を差し引いた量とする。
- ② 目標保有者は、間接補助金を受けて整備した設備・機器を活用しつつ、対象事業場・工場における排出削減対策を実施するものとする。

（４）調整・自主削減年度における排出量の算定と排出枠の償却

- ① 目標保有者は、対象事業場・工場における削減目標年度に係る二酸化炭素の排出量実績について、環境省の定める制度文書に準拠して算定し、「算定報告書」を作成するものとする。なお、当該算定内容の妥当性確認のため、第三者機関による検証を受けなければならない。

- ② ①における第三者機関は、環境省が別途選定する者の中から、目標保有者が選択する。なお検証に係る費用は目標保有者が負担するものとする。
- ③ 第三者機関は、①の検証結果を踏まえ、「検証報告書」に更正された「算定報告書」を添付して、環境省へ提出するものとする。
- ④ 排出量実績は、「算定報告書」を環境省が承認することにより確定する。
- ⑤ 目標保有者は、④の承認に基づき確定した排出量実績と同量のJ A Aを、環境省が別途定める期日（以下「償却期限」という。）までに償却しなければならない。償却は登録簿において、目標保有者の保有口座から償却口座にJ A Aを移転することにより行う。
- ⑥ ④において、目標保有者の責により排出量実績が確定できない場合には、交付された補助金の全部を返還しなければならない。また、⑤の償却において、排出実績に対し、償却期限までに償却口座に移転したJ A Aの量が不足している場合については、排出削減目標量に対する償却不足量に応じて、交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（５）報告年度における排出量の算定

目標保有者は、対象事業場・工場における調整・自主削減年度に係る二酸化炭素の排出量実績について、環境省の定める制度文書に準拠して算定の上、「算定報告書」を作成し、環境省に提出するものとする。

（６）報告年度の翌年度における排出量の算定

目標保有者は、対象事業場・工場における報告年度に係る二酸化炭素の排出量実績について、環境省の求めに応じて、環境省の定める制度文書に準拠して算定の上、「算定報告書」を作成し、環境省に提出するものとする。

（７）間接補助事業の効果等の報告

目標保有者は、設備導入年度、削減目標年度、報告年度及び報告年度の翌年度において、環境省の求めに応じて間接補助事業の効果等（エネルギー使用量の増減、補助対象設備の導入費用の内訳、ランニングコストの増減、投資回収見込み等）を環境省に報告するものとする。

なお、当該報告結果については必要に応じて公表することがある。

（８）実施に関する細目

（１）から（７）までの実施に関して必要な細目は、環境省が別に定める。

第５ 指導監督

（１）補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

（２）補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第10号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成27年度予算に係る補助金から適用し、平成26年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用し、平成27年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成29年3月17日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成29年度予算に係る補助金から適用し、平成28年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用し、平成29年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成31年度予算に係る補助金から適用し、平成30年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第 1

1 間接補助 事業の区分	2 間接補助 事業の内容	3 間接補助対象 経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
先進的で高効率な低炭素機器等の導入事業	日本国内の事業場・工場において、エネルギー起源二酸化炭素排出削減目標を掲げ、その目標の達成を約し、先進的で高効率な低炭素機器等を導入する事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額のうち、指定設備・機器導入に必要な額に2分の1または3分の1を、補助事業者が定めるその他低炭素機器導入に必要な額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表第 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
		付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
		測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。	

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5 %
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %

別表第 3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙

環境大臣指定設備・機器等一覧

2019 年度 L2-Tech 認証製品一覧「産業・業務（業種共通）」に掲げる「設備・機器等」のうち下記製品を環境大臣指定設備・機器等とする。

※2019 年度版 L2-Tech 認証製品一覧が公表されたら掲載する。

